

令和6年度 再生可能エネルギー関係補助金（住宅用太陽光発電を除く） 実施状況（一覧）

令和6年6月末時点

市町村名	補助制度等の名称	補助の対象者及び要件等	補助金額（予算額）	募集期間	問い合わせ先担当課電話番号
1 須崎市	須崎市省エネルギー機器導入事業費補助金	①補助対象者 ・須崎市内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であって、過去3年間以上継続して操業する者であること。 ・市税を滞納していないこと。 ・須崎市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年規則第17号。）第2条第2項第5号のいずれにも該当しないこと。 ②補助金の交付の対象となる事業 ・所有する須崎市内の事業所において、自己が所有し1年間以上継続して使用する既設の機器の入替えを行う際に、省エネルギー機器を導入する事業。	補助対象経費（工事費、消費税等含まない）の1/3又は20万円のいずれか少ない方	・4月1日～ ・特に申請期限は定めていないが、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書が提出すること	環境未来課 0889-42-5891
2 土佐町	土佐町脱炭素社会推進総合補助金	事業メニューによる	①民間事業者向け太陽光発電設備 定額：5万円/kw（上限150万円） ②民間事業者向け蓄電池 補助率1/3 補助上限：190千円/kwh（上限75万円） ③ソーラーシェアリングの整備 補助率1/2（上限700万円） ④住宅用バイオマスボイラーの整備 補助率2/3（上限35万円） ⑤新築住宅のZEH化 定額：55万円/戸 ⑥既存住宅の断熱改修 補助率1/3 補助上限額：1,200千円 ※その他、地域集会所及び街路灯のLED化に対する補助や、省エネ家電購入に対する支援も実施 予算：58,571千円の内数	・4月1日～ ・予算の範囲内 ・2月末日までに実績報告	企画推進課 0887-82-2450
3 佐川町	薪ストーブ等設置補助金	【補助対象項目】 ・薪を主燃料として使用する薪ストーブ、薪ボイラー及び薪風呂（以下「薪ストーブ等」という。）の設置に関する費用（運送料、設置工事費用及び付属品に係る費用を含む） 【対象者】以下の（1）～（4）の全ての要件をみたすもの （1）町内に住所を有する者若しくは町内に事業所を有する事業者又は町外に住所がある者で、実績報告までに転入できる者であること。 （2）自ら居住する町内の住宅若しくは町内の事業所及び町内の園芸用ハウス等に薪ストーブ等を新たに設置する者又は既存薪ストーブ等の更新を行う者であること。 （3）町税等の滞納がない者であること。 （4）当該年度内に薪ストーブ等の設置を完了することができる者であること。	1 補助額は、補助対象経費の総額の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。ただし、50万円を限度額とする。 2 補助金の交付は、1戸の建物（園芸用ハウスについては1棟とする。）につき1回を限度とする。	・4月1日～5月中旬頃	産業振興課 0889-22-7708
4 梶原町	梶原町新エネルギー等活用施設設置費補助金	・梶原町内に住所を有し、引き続き10年以上定住可能な者（1ターン、リターン者を含む）で自ら居住する町内の住宅（店舗等との併用住宅含む）に各種の新エネルギー等活用施設を設置しようとする者 ・町税等を滞納していない	太陽熱温水器 本体価格の4分の1（上限：7万5千円） ペレットストーブ 本体価格の5分の4（上限：33万6千円） 自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコ給湯） 本体価格の4分の1（上限：25万円） 複層ガラス 本体価格の4分の1（上限：4万円） 小水力発電施設・小風力発電施設・温度差エネルギー利用施設 20万円/1KW（上限：4KW=80万円） ・家庭用蓄電システム 本体価格+付属機器価格の4分の1（上限：80万円）	・4月1日～ ・特に申請期限は定めていないが年度内完成すること	森林づくり脱炭素推進課再生可能エネルギー推進係 0889-65-0811
5 日高村	日高村薪ストーブ等設置補助金	【補助対象項目】 ・薪を主燃料として使用する薪ストーブ、薪ボイラー及び薪風呂（以下「薪ストーブ等」という。）の設置に関する費用（運送料、設置工事費用及び付属品に係る費用を含む） 【対象者】以下の（1）～（4）の全ての要件をみたすもの （1）村内に住所を有する者若しくは村内に事業所を有する事業者又は村外に住所がある者で、実績報告までに転入できる者であること。 （2）自ら居住する村内の住宅若しくは村内の事業所及び村内の園芸用ハウス等に薪ストーブ等を新たに設置する者又は既存薪ストーブ等の更新を行う者であること。 （3）村税等の滞納がない者であること。 （4）当該年度内に薪ストーブ等の設置を完了することができる者であること。	1 補助額は、補助対象経費の総額の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。ただし、50万円を限度額とする。 2 補助金の交付は、1戸の建物（園芸用ハウスについては1棟とする。）につき1回を限度とする。	・4月1日～ ・特に申請期限は定めていないが年度内完成すること	産業環境課 0889-24-4647
6 四万十町	四万十町太陽光発電設備等設置費補助金	・自らが居住する町内の住宅（店舗、事務所等併用住宅を含む）または居住を予定し新築又は改築する住宅に既に太陽光発電設備を設置しており、蓄電池設備等を新たに導入しようとする個人 ・四万十町の住民基本台帳に記載がある者（実績報告書を提出する日において） ・町税等を滞納していない	・蓄電池設備：蓄電容量×4万円/kwの額以内（上限：40万円） ・V2H充放電設備：銘柄ごとの補助金上限額×0.4又は購入費×0.2のいずれか少ない金額（上限：30万円）	・4月1日～ ・予算の範囲内	環境水道課 0880-22-3119